

別記第2（第12条第2項関係）

消 毒 の 実 施 要 領

1 消毒の実施要領

区分	血液、嘔吐等による汚染を受けた場合	左記以外の汚染の場合
資器材	1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、殺菌	1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌
車 内	1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
備 考	1 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。 2 消毒実施時には、ディスポーザブルのビニール手袋等を装着すること。	

2 消毒の区分及び使用上の注意

区分	薬品名	適用（濃度）等	使用上の注意
薬物	塩化ベンザルコニウム	1 手術・皮膚 0.05～1 % 2 器具類 0.1 % 3 作り方 ・ 濃度 0.1 %の消毒液（1 $\frac{1}{2}$ ℓ） 消毒液（原液 10 %） 10 cc＋水 990 cc	1 結核菌に対しては有効ではない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 血液、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は十分に洗い落としてから使用すること。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。
	クレゾール石けん	1 手術・皮膚 0.5～1 % 2 器具類 0.5～1 % 3 排泄物 1.5 % 4 作り方 ・ 濃度 1 %の消毒液（1 $\frac{1}{2}$ ℓ） 消毒液（原液 50 %） 20 cc＋水 980 cc ・ 濃度 1.5 %の消毒液（1 $\frac{1}{2}$ ℓ） 消毒液（原液 50 %） 30 cc＋水 970 cc	1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿するようなことがあるので、このような場合には上澄み液を使用する。 3 ウイルスに対しては有効でない。

薬 物	消毒用エタノール	1 手術・皮膚 2 器具類 ※ 使用する時は必要な量だけ取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。	1 希釈しないで使用する。 2 広範囲又は長期間使用する場合には、蒸気の吸入に注意すること。 3 血液、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。 4 手指・皮膚に使用した場合には、脱脂等による皮膚荒れを起こすことがある。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品等の器具は長時間浸漬しないこと。
	消毒 次亜塩素酸ナトリウム	1 手術・皮膚 0.01～0.05% 2 器具類 0.02～0.05% 3 排泄物 0.1～1% 4 A I D S ・ H B ウィルス等 (1) 汚染 1% (2) 汚染 (疑) 0.1～0.5% 5 作り方 ・ 濃度 1%の消毒液 (1 ㍻) 消毒液 (原液 6%) 167 cc + 水 833 cc ・ 濃度 0.5%の消毒液 (1 ㍻) 消毒液 (原液 6%) 83 cc + 水 917 cc ・ 濃度 0.05%の消毒液 (1 ㍻) 消毒液 (原液 6%) 8 cc + 水 992 cc	1 血液、膿汁等は殺菌作用を弱めるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。 2 金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。 3 濃厚液が皮膚に付着した場合は、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い落とす。 4 結核菌に対しては有効ではない。
	その他の消毒	焼却 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年 10 月 2 日法律 114 号) 等に基づく感染症により汚染された物件、器具等で消毒後再び供用する目的のないもの又は、消毒費用に比較して安価なものは、焼却することが望ましい。	
	日光消毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法を実施できない場合は、薬物消毒と併用して直射日光で消毒する。	